

官報

号外 平成十年三月二十日

○第百四十二回 参議院會議録第十三号

平成十年三月二十日(金曜日)
午後零時三十一分開議

○議事日程 第十三号
平成十年三月二十日
午後零時三十分開議

第一 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第百四十回国会衆議院提出)

第二 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆議院提出)

第三 スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆議院提出)

第四 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、請暇の件
以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
堂本曉子君から海外旅行のため本日から八日間の請暇の申し出がございました。

平成十年三月二十日 参議院會議録第十三号 請暇の件

これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと称する者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
よって、許可することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案

日程第二 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案

日程第三 スポーツ振興法の一部を改正する法律案

(いずれも第百四十回国会衆議院提出)
以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教・科学委員長大島慶久君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(大島慶久君登壇、拍手)

○大島慶久君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、文教・科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これら三法律案はいずれも第百四十回国会衆議院提出によるものであり、今国会まで本院において継続審査とされてきたものであります。

まず、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案は、スポーツの振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定めようとするものであります。

次に、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、新たにスポーツ振興投票の実施及びその収益によるスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給等の業務を日本体育・学校健康センターの業務とするなど所要の規定の整備を行うとするものであります。

最後に、スポーツ振興法の一部を改正する法律案は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、国と財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡並びに国及び地方公共団体のプロスポーツの選手の競技技術の活用への適切な配慮について定めようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括議題として審査し、第百四十一回国会において参考人の意見を聴取いたしました。今国会においては再編された文教・科学委員会において、改めて発議者より趣旨説明を聞いた後、スポーツ振興予算の現状、スポーツ振興投票制度における公正の確保、スポーツ振興投票の青少年への影響、ギャンブル性の有無、国民の理解の状況、スポーツ振興投票による収益の配分等について質疑を行うとともに、再度参考人の意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、自由民主党及び社会民主党・憲法連合を代表して小野理事より、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案に対する修正案及び日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されました。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案に対する修正案は、地方公共団体等の行うスポーツ振興事業に対する支援の強化、スポーツ振興投票の実施の停止、スポーツ振興投票に係る収益の使途

に関する国会への報告その他情報の公開及び指定試合の公正を確保するための罰則の追加について修正を行うものであります。

また、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案に対する修正案は、日本体育・学校健康センターが国庫に納付すべき金額の割合について修正を行うものであります。

両法律案に対する修正案に対し質疑を行った後、討論に入りましたところ、公明を代表して松理事より両修正案及び三原案に反対、自由民主党及び社会民主党・憲法連合を代表して北岡理事より両修正案及び三原案に賛成、日本共産党を代表して阿部委員より両修正案及び三原案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決を行った結果、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案及び日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案は多数をもってそれぞれ修正議決すべきものと決定し、スポーツ振興法の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

表決は押しボタン式投票をもって行います。

まず、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案及び日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の委員長報告はいずれも修正議決報告でございます。

ただいまより投票を開始いたします。

○議長(斎藤十朗君) 両案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君は賛成のボタン

平成十年三月二十日 参議院會議録第十三号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 恩給法等の一部を改正する法律案 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

二

を、反対の諸君は反対のボタンをお押し願います。――投票を終了してよろしくうございませうか。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、両案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、スポーツ振興法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

ただいまより投票を開始いたします。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンをお押し願います。――投票を終了してよろしくうございませうか。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長武田節子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔武田節子君登壇、拍手〕

○武田節子君 たいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改め、裁判官の員数を二十人、裁判官以外の裁判所職員の員数を二十一人、それぞれ増加しようとするものであります。

委員会におきましては、裁判官の増員と法曹人口、司法のあり方と裁判官数及び弁護士任官制度等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

表決は押しボタン式投票をもって行います。

ただいまより投票を開始いたします。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンをお押し願います。――投票を終了してよろしくうございませうか。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長石田美栄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石田美栄君登壇、拍手〕

○石田美栄君 たいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年四月分から、恩給年額、寡婦加算及び遺族加算の年額を増額するほか、短期に戦没の旧軍人等の仮定恩給の格付を引き上げることにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、恩給制度の意義、物価上昇と恩給の改善率、国籍条項の見直し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

表決は押しボタン式投票をもって行います。

ただいまより投票を開始いたします。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンをお押し願います。――投票を終了してよろしくうございませうか。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国民福祉委員長山本正和君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山本正和君登壇、拍手〕

○山本正和君 たいま議題となりました法律案につきまして、国民福祉委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げるとともに、戦没者の父母等に改めて特別給付金を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、年金等の支給に係る国籍要件の撤廃と人道的措置の必要性、永住帰国し

た中国残留邦人に対する援護のあり方、特別給付金の支給方法等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

表決は押しボタン式投票をもって行います。ただいまより投票を開始いたします。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンをお押し願います。――投票を終了してよろしゅうございませうか。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百九
賛成 二百九

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員

阿曾田 清君	魚住裕一郎君	大河内太一郎君	岡部 三郎君	薬科 満治君
加藤 修一君	栗原 君子君	田沢 智治君	松浦 功君	須藤良太郎君
高橋 令則君	渡辺 孝男君	矢野 哲朗君	清手 顯正君	梶原 敬義君
福本 潤一君	益田 洋介君	佐藤 静雄君	加藤 紀文君	今泉 昭君
山口 哲夫君	矢田部 理君	坪井 一字君	依田 智治君	井上 孝君
山本 保君	松 あきら君	山本 一太君	三浦 一水君	上杉 光弘君
大森 礼子君	田浦 直君	松村 龍二君	長谷川道郎君	志苦 裕君
平野 貞夫君	星野 朋市君	林 芳正君	龜谷 博昭君	赤桐 操君
海野 義孝君	武田 節子君	中島 眞人君	阿部 正俊君	前川 忠夫君
但馬 久美君	高野 博昭君	鈴木 政二君	金田 勝年君	朝日 俊弘君
鈴木 正孝君	小山 孝雄君	楠崎 泰昌君	鴻池 祥肇君	西川きよし君
戸田 邦司君	田村 秀昭君	谷川 秀善君	保坂 三蔵君	伊藤 基隆君
荒木 清寛君	山下 栄一君	岡 利定君	太田 豊秋君	水島 裕君
風間 昶君	宮崎 秀樹君	尾辻 秀久君	山崎 正昭君	須藤美也子君
二木 秀夫君	泉 信也君	陣内 孝雄君	西田 吉宏君	釘宮 馨君
牛嶋 正君	猪熊 重二君	成瀬 守重君	石渡 清元君	山田 俊昭君
木庭健太郎君	統 訓弘君	鎌田 要人君	清水嘉子君	直嶋 正行君
平井 卓志君	扇 千景君	久世 公麿君	斎藤 文夫君	長谷川 清君
永野 茂門君	及川 順郎君	青木 幹雄君	岡野 裕君	有働 正治君
大久保直彦君	白浜 一良君	倉田 寛之君	片山虎之助君	角田 義一君
鶴岡 洋君	浜四津敏子君	守住 有信君	高木 正明君	勝木 健司君
水野 誠一君	芦尾 長司君	遠藤 要君	真鍋 賢二君	吉川 春子君
塩崎 恭久君	狩野 安君	村上 正邦君	井上 吉夫君	寺澤 芳男君
奥村 展三君	岩永 浩美君	佐々木 満君	岩崎 純三君	本岡 昭次君
大野つや子君	武見 敬三君	井上 裕君	小川 勝也君	筆坂 秀世君
中原 爽君	長峯 基君	照屋 寛徳君	大脇 雅子君	橋本 敦君
橋本 聖子君	北岡 秀二君	畑 恵君	和田 洋子君	北澤 俊美君
釜本 邦茂君	景山俊太郎君	武田邦太郎君	日下部代子君	寺崎 昭久君
海老原義彦君	岩井 國臣君	馳 浩君	椎名 素夫君	吉田 之久君
吉村剛太郎君	石川 弘君	谷本 義君	小林 元君	立木 洋君
野村 五男君	大島 慶久君	石井 一二君	南野知恵子君	
上野 公成君	中曾根弘文君	鈴木 貞敏君	渡辺 四郎君	
小野 清子君	木宮 和彦君	石井 道子君	江本 孟紀君	
浦田 勝君	前田 勲男君	板垣 正君	山本 正和君	
			三重野栄子君	

国務大臣

法務大臣 下稻葉耕吉君
文部大臣 町村 信孝君
厚生大臣 小泉純一郎君
国務大臣 小里 貞利君
(総務庁長官)

岡崎トミ子君
吉川 芳男君
村沢 牧君
齋藤 勲君
大木 浩君
下稻葉耕吉君
田 英夫君
瀬谷 英行君
足立 良平君
山崎 力君
阿部 幸代君
小山 峰男君
曾川 健二君
石田 美栄君
岩瀬 良三君
西山登紀子君
川橋 幸子君
佐藤 道夫君
緒方 晴夫君
千葉 景子君
笠井 亮君
山下 芳生君
竹村 泰子君
小島 慶三君
吉岡 吉典君
笹野 貞子君
広中和歌子君
久保 亘君
藤澤 弘君
上田耕一郎君

平成十年三月二十日 参議院會議録第十三号 議長の報告事項

議長の報告事項

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

塩崎 恭久君

井上 孝君

服部三男雄君

鈴木 貞敏君

二木 秀夫君

竹山 裕君

横尾 和伸君

大久保直彦君

法務委員

辞任

補欠

牛嶋 正君

大森 礼子君

地方行政・警察委員

辞任

補欠

芦尾 長司君

井上 吉夫君

田村 公平君

青木 幹雄君

常田 享詳君

下稻葉耕吉君

長谷川道郎君

鈴木 省吾君

依田 智治君

大木 浩君

北澤 俊美君

小山 峰男君

外交・防衛委員

辞任

補欠

井上 孝君

塩崎 恭久君

鈴木 貞敏君

服部三男雄君

竹山 裕君

二木 秀夫君

大久保直彦君

横尾 和伸君

財政・金融委員

辞任

補欠

吉川 芳男君

林 芳正君

萱野 茂君

峰崎 直樹君

大森 礼子君

牛嶋 正君

文教・科学委員

辞任

補欠

山本 一太君

長谷川道郎君

峰崎 直樹君

萱野 茂君

国民福祉委員

辞任

補欠

下稻葉耕吉君

常田 享詳君

農林水産委員

辞任

補欠

青木 幹雄君

田村 公平君

井上 吉夫君

芦尾 長司君

小山 峰男君

北澤 俊美君

経済・産業委員

辞任

補欠

林 芳正君

吉川 芳男君

交通・情報通信委員

辞任

補欠

鈴木 省吾君

山本 一太君

予算委員

辞任

補欠

大木 浩君

依田 智治君

決算委員

辞任

補欠

景山俊太郎君

中原 爽君

常田 享詳君

田浦 直君

益田 洋介君

山下 栄一君

行政監視委員

辞任

補欠

田村 公平君

畑 恵君

議院運営委員

辞任

補欠

釜本 邦茂君

三浦 一水君

田浦 直君

常田 享詳君

中原 爽君

景山俊太郎君

畑 恵君

田村 公平君

山下 栄一君

益田 洋介君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

岩永 浩美君

陣内 孝雄君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第八号)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(閣法第八号)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第八号)

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(閣法第九号)

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

研究交流促進法の一部を改正する法律案(閣法第九号)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(閣法第九号)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(閣法第九号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第九号)

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第九号)

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

特定家庭用機器再商品化法案(閣法第九号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

真珠養殖事業法を廃止する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかに

なった諸問題に関する質問主意書(瀬谷英行君提出)

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

辞任

補欠

青木 幹雄君

田村 公平君

井上 吉夫君

芦尾 長司君

文教・科学委員

辞任

補欠

本岡 昭次君

小川 勝也君

山下 栄一君

福本 潤一君

農林水産委員

辞任

補欠

芦尾 長司君

井上 吉夫君

田村 公平君

青木 幹雄君

国土・環境委員

辞任

補欠

小川 勝也君

本岡 昭次君

福本 潤一君

山下 栄一君

決算委員

辞任

補欠

田浦 直君

常田 享詳君

中原 爽君

景山俊太郎君

山下 栄一君

益田 洋介君

行政監視委員

辞任

補欠

畑 恵君

田村 公平君

議院運営委員

辞任

補欠

景山俊太郎君

中原 爽君

田村 公平君

畑 恵君

常田 享詳君

田浦 直君

三浦 一水君

釜本 邦茂君

益田 洋介君

山下 栄一君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(鈴木吉雄君外三名提出)(衆議院第八号)

同日議長は、次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七五号)

保護司法の一部を改正する法律案(閣法第七六号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を法務委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

解雇等の規制に関する法律案(吉川春子君外一名提出)

解雇等の規制に関する法律案(吉川春子君外一名提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

内閣官房内閣外政 審議室長 兼内閣総理大臣官 房外政審議室長	登 誠一郎君
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政 審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長登誠一 郎君(同日議長承認)を、第百四十二回国会政府委 員に任命した旨の通知書を受領した。	
去る十七日東京都選出議員森田健作君は、公職選 挙法第九十条の規定により退職者となつた。	
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。	
法務委員	
辞任	高木 正明君
補欠	森田 健作君
文教・科学委員	
辞任	野沢 太三君
補欠	橋本 聖子君
小川 勝也君	本岡 昭次君
福本 潤一君	山下 栄一君
上山 和人君	堀原 敬義君
日下部徳代子君	及川 一夫君
労働・社会政策委員	
辞任	橋本 聖子君
補欠	野沢 太三君
経済・産業委員	
辞任	堀原 敬義君
補欠	上山 和人君
交通・情報通信委員	
辞任	森田 健作君
補欠	高木 正明君
及川 一夫君	日下部徳代子君
国土・環境委員	
辞任	本岡 昭次君
補欠	小川 勝也君
行政監視委員	
辞任	山下 栄一君
補欠	福本 潤一君
千葉 景子君	萱野 茂君

峰崎 直樹君	小川 勝也君
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務 する外務公務員の給与に関する法律の一部を改 正する法律案(閣法第二七号)	
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ て議長は即日これを委員会に付託した。	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣 法第二五号)	
戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母 等に対する特別給付金支給法の一部を改正する 法律案(閣法第三二号)	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。	
建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第九 九号)	
同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し た。	
郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第六 一号)	
郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託 に関する法律案(閣法第六二号)	
郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第六 三号)	
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一 部を改正する法律案(閣法第六四号)	
財政・金融委員会に付託	
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案 (閣法第六九号)	
労働・社会政策委員会に付託	
商品取引所法の一部を改正する法律案(閣法第 五八号)	
経済・産業委員会に付託	
放送法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)	
交通・情報通信委員会に付託	

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務 委員会に付託した。	
恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)	
同日委員長から次の報告書が提出された。	
スポーツ振興投資の実施等に関する法律案(第 百四十回国会衆議院第二二二号)審査報告書	
日本体育・学校健康センター法の一部を改正す る法律案(第百四十回国会衆議院第二二二号)審査報告 書	
スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第百 四十回国会衆議院第二二三号)審査報告書	
同日内閣から次の答弁書を受領した。	
参議院議員荒木清寛君提出無年金障害者の所得 保障の確立等に関する質問に対する答弁書	
同日内閣から、議員友部達夫君について勾留期間 が更新された旨の通知書を受領した。	
同日議長は、去る十六日の李鵬中華人民共和國全 国人民代表大会常務委員会委員長就任に際し、同 委員長長宛電を発送した。	
一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	
総務委員	
辞任	足立 良平君
補欠	吉田 久之君
法務委員	
辞任	遠藤 要君
補欠	長谷川道郎君
外交・防衛委員	
辞任	千葉 景子君
補欠	小川 勝也君
文教・科学委員	
辞任	竹村 泰子君
補欠	今井 澄君
吉田 久之君	足立 良平君
長谷川道郎君	遠藤 要君
橋本 聖子君	野沢 太三君
及川 一夫君	日下部徳代子君
堀原 敬義君	上山 和人君

平成十年三月二十日 参議院會議録第十三号 議長の報告事項

国民福祉委員

辞任

補欠

今井 澄君

竹村 泰子君

労働・社会政策委員

辞任

補欠

野沢 太三君

橋本 聖子君

経済・産業委員

辞任

補欠

上山 和人君

梶原 敬義君

交通・情報通信委員

辞任

補欠

日下部禮代子君

及川 一夫君

国土・環境委員

辞任

補欠

小川 勝也君

千葉 景子君

行政監視委員

辞任

補欠

小川 勝也君

峰崎 直樹君

議院運営委員

辞任

補欠

菅野 茂君

千葉 景子君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交・防衛委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二十号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかにした諸問題に関する質問主意書(瀬谷英行君提出)

昨日九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

吉田 之久君

足立 良平君

法務委員

辞任

補欠

小川 勝也君

千葉 景子君

地方行政・警察委員

辞任

補欠

田村 公平君

西田 吉宏君

外交・防衛委員

辞任

補欠

小山 峰男君

釘宮 磐君

国民福祉委員

辞任

補欠

今井 澄君

吉田 之久君

労働・社会政策委員

辞任

補欠

釘宮 磐君

小山 峰男君

経済・産業委員

辞任

補欠

竹村 泰子君

今井 澄君

交通・情報通信委員

辞任

補欠

浜四津敏子君

訓弘君

国土・環境委員

辞任

補欠

山本 保君

海野 義孝君

農林水産委員

辞任

補欠

統 訓弘君

浜四津敏子君

経済・産業委員

辞任

補欠

成瀬 守重君

鈴木 政二君

議院運営委員

辞任

補欠

西田 吉宏君

田村 公平君

予算委員

辞任

補欠

鈴木 政二君

成瀬 守重君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

大瀨 綱子君

及川 一夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 大森 礼子君 (大森礼子君の補欠)

理事 梶原 敬義君 (梶原敬義君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

土地の再評価に関する法律案(衆議院第七号)

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

日本育英会法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

中部国際空港の設置及び管理に関する法律案(閣法第一二号)

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案(閣法第一〇号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)

大連港に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第二号)

千九百七十二年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防

止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第三号) 外交・防衛委員会に付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号) 文教・科学委員会に付託

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三六号) 経済・産業委員会に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号) 交通・情報通信委員会に付託

同日議長は、次の内閣提出案を外交・防衛委員会に付託した。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣承認第四号) 航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣承認第一号)

航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣承認第二号)

航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣承認第三号)

航空業務に関する日本国とバレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣承認第四号)

同日衆議院から、本院の送付した次の衆議院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

市民活動促進法案(第四百十回国会衆議院提出、本院継続審査)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(鈴木吉雄君外三名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特定非営利活動促進法

審査報告書

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案
右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月十七日

文教・科学委員長 大島 慶久
参議院議長 斎藤 十朗殿

目次中「第二十七条」を「第四十一条」に改める。
第十八条第三項中「大蔵省令、文部省令」を「総理府令、大蔵省令、文部省令」に改める。
第二十一条第一項中「スポーツ団体」を「地方公共団体又はスポーツ団体」に改め、「この条」の下に「及び第三十条第三項」を加え、同条第二項中「スポーツ団体」を「地方公共団体又はスポーツ団体」に改め、同条に次の一項を加える。
5 センターは、第一項又は第二項の規定により地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係るスポーツ団体に対する資金の支給の業務を行うに当たっては、その支給に充てる金額の総額がセンター法第三十条の二に規定する収益の三分の一に相当する金額となるようにするものとする。
第三十条及び第三十一条を次のように改める。

(国会への報告等)

第三十条 センターは、毎事業年度のスポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書を作成し、当該事業年度の決算完了後二月以内に文部大臣に提出しなければならない。

2 文部大臣は、前項の報告書を受領したときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

3 センターは、国民に対し、スポーツ振興投票の実施及びその収益の使途に関する情報を提供し、及び必要に応じ、スポーツ振興投票に係る収益から資金の支給を受けたスポーツ団体に対し、その資金の使途に関する情報の公開を求めることにより、スポーツ振興投票がスポーツの振興に寄与していることについての国民の理解を深めるとともに、スポーツ振興投票に関する世論の動向等を的確に把握するものとする。
(スポーツ振興投票の実施の停止)

第三十一条 文部大臣は、センターがこの法律(この法律に基づく命令を含む。)若しくはスポーツ振興投票に係るセンター法の規定(これに基づく命令又は処分を含む。)に違反し、又はスポーツ振興投票の実施につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、センターに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができる。

2 文部大臣は、スポーツ振興投票の実施が児童、生徒等の教育に重大な悪影響を及ぼしているとき、センターに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができる。

3 文部大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

第三十七条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。
第四十二条 指定試合においてその公正を害すべき方法による試合を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条の次に次の四条を加える。

第三十七条 機構の役員若しくは職員又は第十条第四号から第六号までに掲げる者(次条において「試合関係者」という。)が、その担当する第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与する指定試合に関し、賄賂を受つたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第三十八条 機構の役員若しくは職員又は試合関係者にならうとする者が、その担当すべき第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与すべき指定試合に関し、請託を受けて、賄賂を受つたときは、三年以下の懲役に処する。これは、その要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 機構の役員若しくは職員又は試合関係者であつた者が、その職中に請託を受けてその担当する第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与した指定試合に関し不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を受つたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 前二条の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十条 第三十七条又は第三十八条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

附則中第二項を第三項とし、第一項の見出しを「(施行期日等)」に改め、同項の次に次の一項を加える。
2 この法律の施行の際、金融監督庁設置法(平

成九年法律第一号)が施行されていないときは、同法の施行の日の前日までは、第十八条第三項中「総理府令、大蔵省令、文部省令」とあるのは「大蔵省令、文部省令」と読み替へるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、スポーツの振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認め、地方公共団体等の行うスポーツ振興事業に対する支援の強化、スポーツ振興投票の実施の停止、スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する国会への報告その他情報の公開及び指定試合の公正を確保するための罰則の追加についての修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、スポーツが心身の健全な発達と、明るく豊かな社会の形成に寄与するものであることにかんがみ、スポーツ振興投票の実施等に当たっては、その適正な運営に万全を期すとともに、次の事項について特段に配慮すべきである。

一、スポーツ振興のための予算措置について今後その充実を図るとともに、各省庁にまたがるスポーツ関係予算の有機連携に努めること。
二、スポーツ振興のための適切な施策を講ずるため、スポーツ振興法第四条に規定するスポーツの振興に関する基本的計画について検討すること。
三、スポーツ振興投票券の発売に当たっては、青少年に悪影響を及ぼさないよう販売方法等につ

いて十分留意すること。

四、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、国民が自主的、自発的に行うスポーツ活動の振興のために地域のスポーツクラブなど民間スポーツ団体の果たす役割の重要性に十分留意すること。また、地方においても、スポーツ振興投票の収益を活用し、地域スポーツクラブ等の育成が促進されるように十分配慮すること。

五、障害のある人のニーズに対応したスポーツ環境の充実のため、関係各庁の連携を十分図るとともに、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっても適切に配慮すること。

六、保健体育審議会の委員の選任について本委員会に報告するなど、スポーツ振興投票制度の運営全般にわたって公正及び透明性を十分確保すること。

七、スポーツ振興投票制度を円滑に実施するため、社団法人日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）が適切かつ安定的な運営に努めるよう促すこと。

右決議する。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成九年五月二十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

目次
スポーツ振興投票の実施等に関する法律

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合（第四条～第五条）
- 第三章 スポーツ振興投票の実施（第六条～第二十条）
- 第四章 スポーツ振興投票に係る収益の使途（第二十一条～第二十二条）
- 第五章 スポーツ振興投票対象試合開催機構（第二十三条～第二十九条）

第六章 雑則（第三十条～第三十一条）
第七章 罰則（第三十二条～第三十七条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「スポーツ振興投票」とは、サッカーの複数の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によって投票をさせ、当該投票とこれらの試合の結果との合致の割合が文部省令で定める割合（以下「合致の割合」という。）に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、合致の割合ごとに一定の金額を払戻金として交付することをいう。

（スポーツ振興投票の施行）

第三条 日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）は、この法律で定めるところにより、スポーツ振興投票を行うことができる。

第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合

（対象試合）

第四条 スポーツ振興投票の対象となる試合は、第二十三条第一項の規定による指定を受けた法人（次条、第十条第三号及び第四号並びに第十二条において「機構」という。）が開催する第二十四条第一号に規定するサッカーの試合（次条、第七条第一項及び第十条第六号において「対象試合」という。）とする。

（登録）

第五条 対象試合に出場する選手、監督及びコーチ（専ら競技に關し指導及び助言を行う者をいう。以下同じ。）並びに対象試合の審判員は、文部省令で定めるところにより、機構に登録され

た者でなければならない。
2 機構は、対象試合の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、文部省令で定めるところにより、前項の規定による登録を抹消することができる。

第三章 スポーツ振興投票の実施

（スポーツ振興投票の実施回数）

第六条 センターは、文部省令で定める年間の実施回数の範囲を超えてスポーツ振興投票を実施してはならない。

（試合の指定等）

第七条 センターは、文部省令で定めるところにより、実施するスポーツ振興投票ごとに、あらかじめ、対象試合のうちからそのスポーツ振興投票の対象となる試合を指定するものとする。

2 センターは、前項の指定をしたときは、文部省令で定めるところにより、指定の内容その他必要な事項を公示しなければならない。

（スポーツ振興投票券の発売等）

第八条 センターは、券面金額百円のスポーツ振興投票券を券面金額で発売することができる。

2 センターは、前項のスポーツ振興投票券二枚分以上を一枚で代表するスポーツ振興投票券を発売することができる。

3 スポーツ振興投票券に記載する事項その他スポーツ振興投票券に關し必要な事項は、文部省令で定める。

（スポーツ振興投票券の購入等の禁止）
第九条 十九歳に満たない者は、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。
一 スポーツ振興投票に關係する政府職員
二 センターの役員及びスポーツ振興投票に關係するセンターの職員
三 機構の役員及び職員

四 第二十四条第一号に規定するサッカーチームを保有する機構の社員（その社員が法人である場合には、その法人の役員）
五 第五条第一項の規定による登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員
六 天候の悪化その他やむを得ない事由により対象試合の中止を決定し、又はその決定に關与する権限を有する者（前三号に掲げる者を除く。）

（スポーツ振興投票券の再交付）
第十一条 スポーツ振興投票券は、再交付しない。

（試合の結果の通知）

第十二条 機構は、文部省令で定めるところにより、第七条第一項の規定により指定された個々の試合（以下「指定試合」という。）の結果を確定し、そのすべてが確定した日から十日以内に、それをセンターに通知しなければならない。

（払戻金の交付）
第十三条 センターは、前条の規定による通知を受けたときは、文部省令で定めるところにより、スポーツ振興投票券の売上金額（スポーツ振興投票券の発売金額から第十七条第三項の返還金の総額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）に二分の一を超えない範囲内において政令で定める率を乗じて得た金額を合致の割合ごとに配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額（以下「配分金額」という。）を合致の割合ごとに各合致投票券（合致の割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。）にあん分した金額（当該あん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合にあっては当該券面金額とし、当該あん分した金額が合致の割合ごとに政令で定める金額以下この条及び次条第二項において「払戻金の最高限度額」という。）を超える場合にあっては払戻金の最高限度額とする。）を、合致投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

(加算金)

第十四条 前条の規定により配分金額を算出した場合において、いずれかの合致の割合について合致投票券がないときは、その合致の割合に係る配分金額は、次回のスポーツ振興投票におけるその合致の割合に係る加算金とする。

2 前条の規定により配分金額を各合致投票券にあん分した金額が払戻金の最高限度額を超える場合においては、当該超過部分の金額の合致の割合の総額は、次回のスポーツ振興投票におけるその合致の割合に係る加算金とする。

(端数処理)
第十五条 第十三条の払戻金を交付する場合において、その金額に四角未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 前項の規定により端数を切り捨てることにより生じた金額は、センターの収入とする。

(所得税の非課税)
第十六条 第十三条の払戻金については、所得税を課さない。

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第十七条 指定試合の開催が文部省令で定める数に満たなかったときその他文部省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

2 スポーツ振興投票券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により合計することができなかったときは、その合計することができなかった発売金額に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

3 センターは、前二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

(業務の委託等)

第十八条 センターは、文部省令で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る業務のうち次に掲げる業務を銀行その他の政令で定める金融機関(以下この条において「銀行等」という。)に委託することができる。

一 スポーツ振興投票券の売りさばき
二 合致投票券及び前条第一項又は第二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の受領
三 第十三条の払戻金及び前条第三項の返還金の支払
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。

3 銀行等が行う前項の業務の運営に關し必要な事項は、大蔵省令、文部省令で定める。

(警察署長の措置等)

第十九条 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の規定により合致投票券又は第十七条第一項若しくは第二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券(以下この条において「合致投票券等」という。)を保管している警察署長は、その合致投票券等に係る第十三条の払戻金又は第十七条第三項の返還金(以下この条及び次条において「払戻金等」という。)の債権が時効により消滅するおそれがあるときは、センターに対し、払戻金等の交付を請求しなければならぬ。

2 センターは、前項の規定による請求があったときは、第十三条又は第十七条第三項の規定にかかわらず、その請求をした警察署長に対し、合致投票券等と引換えに、払戻金等を交付しなければならぬ。

3 前二項の規定により警察署長が交付を受けた払戻金等に対する遺失物法及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百四十条の規定の適用については、その払戻金等は、その警察署長が保管していた合致投票券等とみなす。

用については、その払戻金等は、その警察署長が保管していた合致投票券等とみなす。

(払戻金等の債権の時効)

第二十条 払戻金等の債権は、一年間行わないときは、時効によって消滅する。

第四章 スポーツ振興投票に係る収益の使途

(収益の使途)
第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条において同じ。)が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。

一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設(設備を含む。以下この項において同じ。)の整備

二 スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備

三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業(その一環として行われる活動が日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)以下「センター法」という。第二十条第一項第一号の二及び第一号の四に該当する事業を除く。次号において同じ。)

四 前号に掲げるもののほか、スポーツの指導者の養成及び資質の向上、スポーツに関する調査研究その他のスポーツの振興を目的とする事業

2 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、スポーツ団体が我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業であつて文部省令で定めるもの(以下この項において「特定事業」という。)に要する資金の支給に充てることができる。この場合においては、センターは、センター法第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金の運用利益金をもつて、特定事業に要する資金の支給に充ててはならない。

スポーツの競技会を開催する事業であつて文部省令で定めるもの(以下この項において「特定事業」という。)に要する資金の支給に充てることができる。この場合においては、センターは、センター法第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金の運用利益金をもつて、特定事業に要する資金の支給に充ててはならない。

3 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、スポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うことができる。

4 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、その行う第一項第二号から第四号までに規定する事業に要する経費に充て、及びセンター法第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金に組み入れることができる。

(国庫納付金)
第二十二条 センターは、センター法第三十条の二で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る収益金の一部を国庫に納付しなければならない。

第五章 スポーツ振興投票対象試合開催機構

(機構の指定)
第二十三条 文部大臣は、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的として設立された民法第三十四条の社団法人であつて、次条に規定する業務を公正かつ円滑に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

2 文部大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

平成十年三月二十日 参議院會議録第十三号
スポーツ振興投票の実施等に関する法律案

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第二十九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち、第一号に該当する者があること。

3 文部大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部大臣に届け出なければならない。

5 文部大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)
第二十四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 機構の社員の保有するサッカーチーム(選手としての役務の提供に対し報酬を得る者をその構成員とすることが出来るものに限る。)相互間におけるサッカーの試合を計画的かつ安定的に開催すること。

二 第二十一条の規定による試合の結果の確定及びその通知を行うこと。

三 第一号のサッカーチームの選手、監督及びコーチ並びに同号のサッカーの試合の審判員について第五条の規定による登録及び登録の抹消を行うこと。

四 第一号のサッカーの試合の競技規則を定めること。

(業務規程)
第二十五条 機構は、あらかじめ、前条に規定する業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、文部省令で定める。

3 文部大臣は、第一項の認可をした業務規程が前条に規定する業務の公正かつ円滑な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(事業計画等)
第二十六条 機構は、毎事業年度開始前に(第二十三条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、文部省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、文部大臣に提出しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、文部省令で定めるところにより、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文部大臣に提出しなければならない。

(役員)の選任及び解任
第二十七条 機構の役員は、文部大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 文部大臣は、機構の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは業務規程に違反したとき、若しくは第二十四条に規定する業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により機構が第二十三条第二項第三号に該当することとなるときは、機構に對し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)
第二十八条 文部大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、機構に對し、第二十四条に規定する業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(指定の取消し等)
第二十九条 文部大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第二十三条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 第二十一条、第二十三条第四項、第二十五条第一項又は第二十六条の規定に違反したとき。

三 第二十五条第一項の認可を受けた業務規程によらないで第二十四条に規定する業務を行ったとき。

四 第二十五条第三項、第二十七条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十三条第一項の規定による指定を受けたとき。

2 文部大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第六章 雑則
(国民の理解を深めるための措置等)
第三十条 センターは、国民に對し、スポーツ振興投票の実施及びその収益の使途に関する情報を提供することにより、スポーツ振興投票がスポーツの振興に寄与していることについての理解を深めるとともに、スポーツ振興投票に関する世論の動向等を的確に把握するものとする。

(地方公共団体等への支援)
第三十一条 第二十一条及びセンター法第四十九条の二の規定の実施等に当たっては、地方公共団体の出資又は拠出に係るスポーツ団体が行う事業及び地方公共団体が自主的に行うスポーツ振興事業の円滑な実施等への支援に努めるものとし、当該支援に充てる金額の総額については、センター法第三十条の二の規定による国庫納付金のおおむね三分の一に相当する金額となるようにするものとする。

第七章 罰則
第三十二条 第三十条の規定による場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて指定試合の結果の予想をさせ、当該予想と当該指定試合の結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条各号のいずれかに該当する者であつて前条の違反行為の相手方となつたもの

二 業としてスポーツ振興投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもって不特定多数の者からスポーツ振興投票券の購入の委託を受けた者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第十条各号に掲げる者以外の者であつて第三十二条の規定に違反した者

第三十五条 第九條又は第十条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定によりスポーツ振興投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者(その相手方がスポーツ振興投票券の発行者であるときは、その発売に係る行為をした者)は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十七條 偽計又は威力を用いて指定試合の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)
2 この法律の施行後七年を経過した場合においては、この法律の実施状況に照らして、スポーツ振興投票制度の在り方について見直しを行うものとする。

審査報告書

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案
右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十年三月十七日
文教・科学委員長 大島 慶久
参議院議長 斎藤 十朗殿

第十二条の改正規定のうち第二号中「平成九年法律第 号」を「平成十年法律第 号」に改める。
第三十条の次に一条を加える改正規定のうち第三十条の二中「二分の一」を「三分の一」に改める。
附則第一項中「平成九年法律第 号」を「平成十年法律第 号」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、新たにスポーツ振興投票の実施及びその収益によるスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給等の業務を日本体育・学校健康センターの業務とする等所

要の規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められたが、日本体育・学校健康センターが国庫に納付すべき金額の割合についての修正を行った。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、スポーツが心身の健全な発達と、明るく豊かな社会の形成に寄与するものであることにかんがみ、スポーツ振興投票の実施等に当たっては、その適正な運営に万全を期すとともに、次の事項について特段に配慮すべきである。

一、スポーツ振興のための予算措置について今後その充実を図るとともに、各省庁にまたがるスポーツ関係予算の有機な連携に努めること。
二、スポーツ振興のための適切な施策を講ずるため、スポーツ振興法第四条に規定するスポーツの振興に関する基本的計画について検討すること。
三、スポーツ振興投票券の発売に当たっては、青少年に悪影響を及ぼさないよう販売方法等について十分留意すること。
四、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、国民が自主的、自発的に行うスポーツ活動の振興のために地域のスポーツクラブなど民間スポーツ団体の果たす役割の重要性に十分留意すること。また、地方においても、スポーツ振興投票の収益を活用し、地域スポーツクラブ等の育成が促進されるように十分配慮すること。

五、障害のある人のニーズに対応したスポーツ環境の充実のため、関係各省庁の連携を十分図るとともに、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては適切に配慮すること。
六、保健体育審議会の委員の選任について本委員会に報告するなど、スポーツ振興投票制度の運営全般にわたって公正及び透明性を十分確保すること。
七、スポーツ振興投票制度を円滑に実施するため、社団法人日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）が適切かつ安定的な運営に努めるよう促すこと。
右決議する。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成九年五月二十七日
衆議院議長 伊藤 宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律
日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四十九条」を「第四十九条の二」に改める。

第一条中「スポーツに関する競技水準の向上等」を「スポーツの振興」に改める。
第十二条中「政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）を、次の各号のいずれかに該当する者に改め、同条に次の各号を加える。
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から三年以上を経過しない者
二 この法律又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成九年法律第 号）以下「投票法」という。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から三年以上を経過しない者
三 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
第二十条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、

同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 センターは、前項に規定する業務のほか、投票法に規定する業務（以下「スポーツ振興投票等業務」という。）を行うことができる。
第二十五条の次に次の一条を加える。
（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限）
第二十五条の二 次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に比して当該発売金額の百分の十五を超えない範囲内において文部省令で定める金額（スポーツ振興投票券の発売金額が文部省令で定める金額に達しない場合にあつては、文部省令で定める期間内に限り、別に文部省令で定める金額を超えてはならない。）
一 スポーツ振興投票券の発売
二 投票法第十三条の私民金の交付
三 投票法第十七条第三項の返還金の交付
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
第二十六条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。
第二十九条の次に次の一項を加える。
2 文部大臣は、前項の認可をしようとするときは、同項の事業計画、予算及び資金計画のうちスポーツ振興投票等業務に係る部分については、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。
第三十条の次に次の一条を加える。
（国庫納付金）
第三十条の二 センターは、政令で定めるところにより、投票法第二条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益（当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。）の二分の一に相当する金額を、翌事業年度

同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 センターは、前項に規定する業務のほか、投票法に規定する業務（以下「スポーツ振興投票等業務」という。）を行うことができる。
第二十五条の次に次の一条を加える。
（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限）
第二十五条の二 次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に比して当該発売金額の百分の十五を超えない範囲内において文部省令で定める金額（スポーツ振興投票券の発売金額が文部省令で定める金額に達しない場合にあつては、文部省令で定める期間内に限り、別に文部省令で定める金額を超えてはならない。）
一 スポーツ振興投票券の発売
二 投票法第十三条の私民金の交付
三 投票法第十七条第三項の返還金の交付
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
第二十六条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。
第二十九条の次に次の一項を加える。
2 文部大臣は、前項の認可をしようとするときは、同項の事業計画、予算及び資金計画のうちスポーツ振興投票等業務に係る部分については、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。
第三十条の次に次の一条を加える。
（国庫納付金）
第三十条の二 センターは、政令で定めるところにより、投票法第二条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益（当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。）の二分の一に相当する金額を、翌事業年度

平成十年三月二十日 参議院會議録第十三号

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案

スポーツ振興法の一部を改正する法律案

一一一

の五月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。

一 投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票の売上金額に「から同条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額」を加える。

二 投票法第十五条第二項の規定によりセンターの収入とされた金額

三 投票法第二十條の規定による債権の消滅に係る払戻金等の額

四 発売金額のうち第三十二條の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に属するものの管理により生じた運用利益金に相当する金額

第三十二條中「第二十一條第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に係る経理」を「第二十一條第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務であつて投票法第二十一條第一項第二号から第四号までに規定する事業を施行するものに係る経理、第二十一條第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に係る経理、スポーツ振興投票等業務に係る経理」に改める。

第三十三條の次に次の一条を加える。

(特別積立金)

第三十三條の二 センターは、毎事業年度、第三十二條の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に係る損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その残余の額の一部を、政令で定めるところにより、特別積立金として整理することができる。

2 前項の特別積立金の処分については、政令で定める。

第三十五條の二「第一項中「基金」を「基金」に改め、「出えんされた金額」の下に「及び投票法第

第二十一條第四項の規定により基金に組み入れられた金額」を加える。

第三十九條第二項及び第四十條第一項中「この法律」の下に「及び投票法を加える。

第四十一條第一項中「第二十九條を」第二十九條第一項に改める。

第四十九條第一号中「第二十三條第三項を」第二十九條第四項に、「第二十九條を」第二十九條第一項に改め、第七章中同条の次に次の一条を加える。

(国庫納付金の教育事業等に必要経費への充当)

第四十九條の二 政府は、第三十條の二の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならない。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

第五十條及び第五十一條中「十萬元を」二十萬元に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成九年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

スポーツ振興法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十年三月十七日

文教・科学委員長 大島 慶久

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、国と財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡並びに国及び地方公共団体のプロスポーツの選手の競技技術の活用への適切な配慮について定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められた。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、スポーツが心身の健全な発達と、明るく豊かな社会の形成に寄与するものであることにかんがみ、スポーツ振興投票の実施等に当たっては、その適正な運営に万全を期すとともに、次の事項について特段に配慮すべきである。

一、スポーツ振興のための予算措置について今後その充実を図るとともに、各省庁にまたがるスポーツ関係予算の有機的な連携に努めること。
二、スポーツ振興のための適切な施策を講ずるため、スポーツ振興法第四条に規定するスポーツの振興に関する基本的計画について検討すること。

三、スポーツ振興投票の発売に当たっては、青少年に悪影響を及ぼさないよう販売方法等について十分留意すること。

四、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、国民が自主的、自発的に行うスポーツ活動の振興のために地域のスポーツクラブなど民間

スポーツ団体の果たす役割の重要性に十分留意すること。また、地方においても、スポーツ振興投票の収益を活用し、地域スポーツクラブ等の育成が促進されるように十分配慮すること。

五、障害のある人のニーズに対応したスポーツ環境の充実のため、関係各省庁の連携を十分図るとともに、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっても適切に配慮すること。

六、保健体育審議会の委員の選任について本委員会に報告するなど、スポーツ振興投票制度の運営全般にわたって公正及び透明性を十分確保すること。

七、スポーツ振興投票制度を円滑に実施するため、社団法人日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)が適切かつ安定的な運営に努めるよう促すこと。

右決議する。

スポーツ振興法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成九年五月二十七日
参議院議長 斎藤 十朗殿

スポーツ振興法(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條に次の一項を加える。

2 国は、前項に定める措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たっては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとする。

第十六條の次に次の一条を加える。

(プロスポーツの選手の競技技術の活用)
第十六條の二 国及び地方公共団体は、スポーツの振興のための措置を講ずるに当たっては、プロスポーツの選手の高度な競技技術が我が国に

おけるスポーツに関する競技水準の向上及びスポーツの普及に重要な役割を果たしていることにかんがみ、その活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月十九日

法務委員長 武田 節子

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改め、その員数を増加しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成十年度一般会計予算に二億九千九百三十万九千九百九十九円が計上されている。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三

号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「六七九人」を「六九九人」に改める。

第二条中「二千五百九十二人」を「二千六百十三人」に改める。

附 則

この法律は、平成十年四月一日から施行する。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月十九日

総務委員長 石田 美栄

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給及び扶助料の最低保障額等の引上げを行おうとするものであって、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算に、百四十七億三千八百万円が計上されている。

恩給法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号表中「五、六〇二、〇〇〇円を「五、六六九、〇〇〇円に、「四、六六八、〇〇〇円を「四、七二四、〇〇〇円に、「三、八四四、〇〇〇円を「三、八九〇、〇〇〇円に、「三、〇四二、〇〇〇円を「三、〇七八、〇〇〇円に、「二、四六二、〇〇〇円を「二、四九一、〇〇〇円に、「一、九九〇、〇〇〇円を「二、〇一四、〇〇〇円に改める。

別表第三号表中「五、九六〇、〇〇〇円を「六、〇三二、〇〇〇円に、「四、九四三、〇〇〇円を「五、〇〇二、〇〇〇円に、「四、二四一、〇〇〇円を「四、二九一、〇〇〇円に、「三、四八四、〇〇〇円を「三、五二五、〇〇〇円に、「二、七九五、〇〇〇円を「二、八二八、〇〇〇円に改める。

別表第四号表中「五、二六〇、九〇〇円を「五、三三三、五〇〇円に、「四、八六〇、〇〇〇円を「四、九一七、八〇〇円に、「四、六五七、七〇〇円を「四、七三三、一〇〇円に、「四、四九七、三〇〇円を「四、五五〇、八〇〇円に、「三、一七三、〇〇〇円を「三、二二〇、八〇〇円に、「三、〇二五、八〇〇円を「三、〇六一、八〇〇円に、「二、七八五、〇〇〇円を「二、八二一、〇〇〇円に、「二、二二九、八〇〇円を「二、二五六、三〇〇円に、「二、一四五、〇〇〇円を「二、一七〇、五〇〇円に、「二、〇〇五、五〇〇円を「二、〇二九、四〇〇円に、「一、九五〇、〇〇〇円を「一、九七三、二〇〇円に、「一、八九三、二〇〇円を「一、九一五、七〇〇円に、「一、六六七、三〇〇円を「一、六八七、一〇〇円に、「一、四七八、九〇〇円を「一、四九六、五〇〇円に、「一、四二六、九〇〇円を「一、四四三、九〇〇円に、「一、三九〇、五〇〇円を「一、四〇七、〇〇〇円に、「一、三五八、一〇〇円を「一、三七四、三〇〇円に、「一、三三六、〇〇〇円を「一、三四一、八〇〇円に、「一、二七四、三〇〇円を「一、二八九、五〇〇円に、「一、七七五、〇〇〇円を「一、七九六、〇〇〇円に改める。

別表第五号表中「五、二六〇、九〇〇円を「五、三三三、五〇〇円に、「四、八六〇、〇〇〇円を「四、九一七、八〇〇円に、「四、六五七、七〇〇円を「四、七三三、一〇〇円に、「四、四九七、三〇〇円を「四、五五〇、八〇〇円に、「三、一七三、〇〇〇円を「三、二二〇、八〇〇円に、「三、〇二五、八〇〇円を「三、〇六一、八〇〇円に、「二、七八五、〇〇〇円を「二、八二一、〇〇〇円に、「二、二二九、八〇〇円を「二、二五六、三〇〇円に、「二、一四五、〇〇〇円を「二、一七〇、五〇〇円に、「二、〇〇五、五〇〇円を「二、〇二九、四〇〇円に、「一、九五〇、〇〇〇円を「一、九七三、二〇〇円に、「一、八九三、二〇〇円を「一、九一五、七〇〇円に、「一、六六七、三〇〇円を「一、六八七、一〇〇円に、「一、四七八、九〇〇円を「一、四九六、五〇〇円に、「一、四二六、九〇〇円を「一、四四三、九〇〇円に、「一、三九〇、五〇〇円を「一、四〇七、〇〇〇円に、「一、三五八、一〇〇円を「一、三七四、三〇〇円に、「一、三三六、〇〇〇円を「一、三四一、八〇〇円に、「一、二七四、三〇〇円を「一、二八九、五〇〇円に、「一、七七五、〇〇〇円を「一、七九六、〇〇〇円に改める。

附則第二十七條ただし書中「百七十七万五千円を「百七十九万六千円に、「百三十八万五千円を「百三十九万七千円に改める。

附則別表第一を次のように改める。

平成十年三月二十日 参議院會議録第十三号 恩給法等の一部を改正する法律案

附則別表第一(附則第十三条関係)

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大將	七、九七六、四〇〇円
中将	七、三〇二、六〇〇円
少將	五、八四九、三〇〇円
大佐	五、一二一、四〇〇円
中佐	四、七二三、一〇〇円
少佐	三、八七五、〇〇〇円
大尉	三、二二〇、八〇〇円
中尉	二、五六〇、六〇〇円
少尉	二、一七〇、五〇〇円
准士官	一、九七三、二〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、六三五、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、五四一、九〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、四九六、五〇〇円
兵	一、三七四、三〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、八二三、〇〇〇円を「一、八三五、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、六五〇、〇〇〇円を「一、六七〇、〇〇〇円」に、「一、三三四、〇〇〇円を「一、三四〇、〇〇〇円」に、「一、〇六五、〇〇〇円を「一、〇七八、〇〇〇円」に、「九四一、〇〇〇円を「九五二、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
七、九七六、四〇〇円	七、五二三、八〇〇円
七、三〇二、六〇〇円	六、七七七、九〇〇円
五、八四九、三〇〇円	五、三三三、五〇〇円
五、一二一、四〇〇円	四、五五〇、八〇〇円
四、七二三、一〇〇円	四、三〇一、一〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

三、八七五、〇〇〇円	三、四〇〇、二〇〇円
三、二二〇、八〇〇円	二、七六一、〇〇〇円
二、五六〇、六〇〇円	二、一七〇、五〇〇円
二、一七〇、五〇〇円	一、九二五、七〇〇円
一、九七三、二〇〇円	一、六八七、一〇〇円
一、六三五、五〇〇円	一、四〇七、〇〇〇円
一、五四一、九〇〇円	一、三四一、八〇〇円
一、四九六、五〇〇円	一、二八九、五〇〇円
一、三七四、三〇〇円	一、一三六、一〇〇円

仮 定 俸 給 年 額	金 額
七、九七六、四〇〇円	八、二七六、七〇〇円
七、三〇二、六〇〇円	七、三八二、九〇〇円
五、八四九、三〇〇円	六、二四七、七〇〇円
五、一二一、四〇〇円	五、四五二、二〇〇円
四、七二三、一〇〇円	五、一二一、四〇〇円
三、八七五、〇〇〇円	四、〇八七、八〇〇円
三、二二〇、八〇〇円	三、四〇〇、二〇〇円
二、五六〇、六〇〇円	二、七〇九、四〇〇円
二、一七〇、五〇〇円	二、三七〇、二〇〇円
一、九七三、二〇〇円	二、一四〇、六〇〇円
一、六三五、五〇〇円	一、七四三、二〇〇円
一、五四一、九〇〇円	一、六三五、五〇〇円
一、四九六、五〇〇円	一、五八四、三〇〇円
一、三七四、三〇〇円	一、四四三、九〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
三、二〇、八〇〇円	三、四〇〇、二〇〇円
二、五六〇、六〇〇円	二、七〇九、四〇〇円
二、一七〇、五〇〇円	二、四九六、二〇〇円
一、九七三、二〇〇円	二、一七〇、五〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
三、二〇、八〇〇円	三、七〇〇、五〇〇円
二、五六〇、六〇〇円	二、九一〇、三〇〇円
二、一七〇、五〇〇円	二、六二一、八〇〇円
一、九七三、二〇〇円	二、三七〇、二〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百三十八万七千円を「百三十九万七千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成九年四月分を、平成十年四月分」に改め、同項の表中「一、一〇八、八〇〇円を「一、二二一、〇〇〇円」に、「八三二、六〇〇円を「八四一、五〇〇円」に、「六六五、三〇〇円を「六七三、二〇〇円」に、「五五四、四〇〇円を「五六一、〇〇〇円」に、「七七五、三〇〇円を「七八四、五〇〇円」に、「五八一、五〇〇円を「五八八、四〇〇円」に、「四六五、二〇〇円を「四七〇、七〇〇円」に、

「三八七、七〇〇円を「三九二、三〇〇円」に改め、同条第四項中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「四、二七一、〇〇〇円を「四、三二一、八〇〇円」に、「三、五六二、三〇〇円を「三、六〇四、七〇〇円」に、「二、九四四、一〇〇円を「二、九七九、一〇〇円」に、「二、三三三、七〇〇円を「二、三六一、五〇〇円」に、「一、八九七、九〇〇円を「一、九二〇、五〇〇円」に、「一、五三八、〇〇〇円を「一、五五六、三〇〇円」に、「一、三九八、一〇〇円を「一、四一四、七〇〇円」に、「一、二七二、五〇〇円を「一、二八七、六〇〇円」に、「一、〇三三、一〇〇円を「一、〇三五、三〇〇円」に、「八二六、八〇〇円を「八三六、六〇〇円」に、「七二七、二〇〇円を「七三五、九〇〇円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「二十六万三千九百円を「二十六万八千六百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十五万八千八百円を「十五万三千五百円」に改め、同条第二項中「十三万三千八百円を「十三万七千五百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十八万七千七百円」を「三十九万二千三百円」に、「二十九万八千八百円」を「二十九万四千二百円」に改め、同条第四項中「八万六千五百十円を「九万十円」に改める。

附 則

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(施行期日)

(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)

第一条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という)附則第十条第一項に規定する旧軍人(附則第十条において「旧軍人」という)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(附則第十条において「旧軍人」という)を除く)に給する普通恩給又は、これら者の遺族に給する扶助料については、平成十年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつてゐる舊給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の舊給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十条において同じ)の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)に改定する。

2 平成十年四月分から平成十一年三月分までの普通恩給又は扶助料の年額に関する附則別表の

規定の適用については、同表中「七、三〇二、六〇〇円」とあるのは「七、二四四、一〇〇円」と、「七、三三三、九〇〇円」とあるのは「七、二八五、一〇〇円」と、「七、三八二、九〇〇円」とあるのは「七、三三三、八〇〇円」と、「七、四三二、〇〇〇円」とあるのは「七、三六二、六〇〇円」と、「七、五二一、八〇〇円」とあるのは「七、四五三、六〇〇円」と、「七、六九九、三〇〇円」とあるのは「七、六三七、七〇〇円」と、「七、八八四、七〇〇円」とあるのは「七、八二二、六〇〇円」と、「七、九七六、四〇〇円」とあるのは「七、九二二、六〇〇円」と、「八、〇七〇、四〇〇円」とあるのは「八、〇〇五、八〇〇円」と、「俸給年額が一、二二二、七〇〇円未満の場合又は七、九七五、五〇〇円を超える場合においては、その年額に一、〇一九を乗じて得た額」とあるのは「俸給年額が一、二二二、七〇〇円未満の場合においては、その年額に一、〇一九を乗じて得た額、七、九七五、五〇〇円を超える場合においては、その年額に一、〇〇三を乗じて得た額(いずれの場合においても、その額に「一」とする。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く)については、平成十年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成十年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病恩給の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成十年四月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の法律第六十五号附則第二十二條第一項に規定する年

第六條 傷病年金については、平成十年四月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

定する普通恩給又は扶助料については当該假定
 俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百
 五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに
 七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあって
 は、改正後の法律第百五十五号附則別表第八)

第七條 特例傷病恩給については、平成十年四月
分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する
法律（昭和四十六年法律第八十一号）附則第十三
条第三項及び第四項の規定による加給の年額を
除く。）を、改正後の同条第二項に規定する年額
に改定する。

の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満のときはこれを切り捨て、これを百円に切り上げる。）に改定する。

第八條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五
十一年法律第五十一号。次条において「法律第
五十一号」という。)附則第十四条第一項又は第
二項の規定による年額の加算をされた扶助料に
ついては、平成十年四月分以降、その加算の年
額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定す
る年額に改定する。

普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の法律第五百十五号附則別表第一、附則別表第六及び附則別表第六の二の規定の適用については、改正後の法律第五百十五号附則別表第一中「七、九七六、四〇〇円」とあるのは「七、九一二、六〇〇円」と、「七、三〇二、六〇〇円」とあるのは「七、二四四、一〇〇円」と、改正後の

第九條 傷病者遺族特別年金については、平成十一年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によって算出して得た年額に改定する。

法律第五百五十五号附則別表第六中「七、五二三、八〇〇円」とあるのは「七、四五三、六〇〇円」と、改正後の法律第五百五十五号附則別表第六の二中「八、二七六、七〇〇円」とあるのは

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十條 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十年四月分以降、これらの年額を、

〇〇円」とあるのは「七、三三三、八〇〇円」とする。

(職権改定)

改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定
俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二
項に規定する普通恩給又は扶助料については当

第十一條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

該假定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五百五十五号附則表第六の下欄に掲げる金額、法律第五百五十五号附則第十三条第三項に規

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十二条 平成十年四月分から同年六月分までの
普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定

定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金

の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とす

額、法律第一百五十五号附則第十三条第四項に規

る。

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額

恩給年額の計算の基礎となつて る俸給年額	仮定俸給年額
一、一二二、七〇〇円	一、一三六、一〇〇円
一、一七一、五〇〇円	一、一八六、五〇〇円
一、一二三、六〇〇円	一、二三八、二〇〇円
一、二七四、三〇〇円	一、二八九、五〇〇円
一、三二六、〇〇〇円	一、三四一、八〇〇円
一、三五八、一〇〇円	一、三七四、三〇〇円
一、三九〇、五〇〇円	一、四〇七、〇〇〇円
一、四二六、九〇〇円	一、四四三、九〇〇円
一、四七八、九〇〇円	一、四九六、五〇〇円
一、五二三、八〇〇円	一、五四一、九〇〇円
一、五六五、七〇〇円	一、五八四、三〇〇円
一、六一六、三〇〇円	一、六三五、五〇〇円
一、六六七、三〇〇円	一、六八七、一〇〇円
一、七二二、七〇〇円	一、七四三、二〇〇円
一、七七八、九〇〇円	一、八〇〇、一〇〇円
一、八四八、九〇〇円	一、八七〇、九〇〇円
一、八九三、二〇〇円	一、九一五、七〇〇円
一、九五〇、〇〇〇円	一、九七三、二〇〇円
一、〇〇五、五〇〇円	一、〇二九、四〇〇円
一、一一五、四〇〇円	一、一四〇、六〇〇円
一、一四五、〇〇〇円	一、一七〇、五〇〇円
一、二二九、八〇〇円	一、二五六、三〇〇円
一、三三二、三〇〇円	一、三七〇、二〇〇円
一、四六六、八〇〇円	一、四九六、二〇〇円
一、五三〇、五〇〇円	一、五六〇、六〇〇円
一、五九一、〇〇〇円	一、六二一、八〇〇円

二、六七七、五〇〇円	二、七〇九、四〇〇円
二、七二八、五〇〇円	二、七六一、〇〇〇円
二、八七六、一〇〇円	二、九一〇、三〇〇円
二、九四九、四〇〇円	二、九八四、五〇〇円
三、〇二五、八〇〇円	三、〇六一、八〇〇円
三、一七三、〇〇〇円	三、二二〇、八〇〇円
三、三二一、五〇〇円	三、三六一、〇〇〇円
三、三六〇、二〇〇円	三、四〇〇、二〇〇円
三、四八二、九〇〇円	三、五二四、三〇〇円
三、六五七、〇〇〇円	三、七〇〇、五〇〇円
三、八二九、四〇〇円	三、八七五、〇〇〇円
三、九三五、九〇〇円	三、九八二、七〇〇円
四、〇三九、七〇〇円	四、〇八七、八〇〇円
四、二五〇、五〇〇円	四、三〇一、一〇〇円
四、四五六、八〇〇円	四、五〇九、八〇〇円
四、四九七、三〇〇円	四、五五〇、八〇〇円
四、六五七、七〇〇円	四、七二三、一〇〇円
四、八六〇、〇〇〇円	四、九一七、八〇〇円
五、〇六一、二〇〇円	五、一二一、四〇〇円
五、二六〇、九〇〇円	五、三三三、五〇〇円
五、三八七、一〇〇円	五、四五一、二〇〇円
五、五二一、五〇〇円	五、五八七、二〇〇円
五、七八〇、五〇〇円	五、八四九、三〇〇円
六、〇四二、三〇〇円	六、一一四、二〇〇円
六、一七四、二〇〇円	六、二四七、七〇〇円
六、二九九、四〇〇円	六、三七四、四〇〇円
六、五四七、九〇〇円	六、六二五、八〇〇円

六、六五八、七〇〇円	六、七三七、九〇〇円
六、七八一、二〇〇円	六、八六一、九〇〇円
六、九九七、八〇〇円	七、〇八一、一〇〇円
七、二二六、七〇〇円	七、三〇二、六〇〇円
七、二五七、五〇〇円	七、三四三、九〇〇円
七、二九六、一〇〇円	七、三八二、九〇〇円
七、三三四、七〇〇円	七、四二二、〇〇〇円
七、四二五、四〇〇円	七、五二一、八〇〇円
七、六〇八、八〇〇円	七、六九九、三〇〇円
七、七九二、〇〇〇円	七、八八四、七〇〇円
七、八八二、六〇〇円	七、九七六、四〇〇円
七、九七五、五〇〇円	八、〇七〇、四〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、一二二、七〇〇円未満の場合又は七、九七五、五〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二九を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年三月十九日

国民福祉委員長 山本 正和

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇

の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の父母等に改めて特別給付金を支給する措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算（厚生省所管）に約八億円が計上されている。

なお、国債の償還分は、平成十年度以降において、国債整理基金特別会計（大蔵省所管）に総額約八億円が計上される見込みである。

平成十年三月二十日 参議院會議録第十三号 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

一八

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年三月十七日
参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律
（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項の表を次のように改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、九六八、三〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		五、六六九、〇〇〇円	
第二項症		四、七二四、〇〇〇円	
第三項症		三、八九〇、〇〇〇円	
第四項症		三、〇七八、〇〇〇円	
第五項症		二、四九一、〇〇〇円	
第六項症		二、〇一四、〇〇〇円	
第一項症		一、八三五、〇〇〇円	
第二項症		一、六七〇、〇〇〇円	
第三項症		一、三四〇、〇〇〇円	
第四項症		一、〇七八、〇〇〇円	
第五項症		九五二、〇〇〇円	

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	六、〇三二、〇〇〇円	
第二款症	五、〇〇二、〇〇〇円	
第三款症	四、二九一、〇〇〇円	
第四款症	三、五二五、〇〇〇円	
第五款症	二、八二八、〇〇〇円	

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、〇二五、三〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		四、三二一、八〇〇円	
第二項症		三、六〇四、七〇〇円	
第三項症		二、九七九、一〇〇円	
第四項症		二、三六二、五〇〇円	
第五項症		一、九二〇、五〇〇円	
第六項症		一、五五六、三〇〇円	
第一項症		一、四一四、七〇〇円	
第二項症		一、二八七、六〇〇円	
第三項症		一、〇三五、三〇〇円	
第四項症		八三六、六〇〇円	
第五項症		七三五、九〇〇円	

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	四、五九七、一〇〇円	
第二款症	三、八一四、五〇〇円	
第三款症	三、二七二、四〇〇円	
第四款症	二、六八七、八〇〇円	
第五款症	二、一五六、六〇〇円	

第二十六條第一項中「百九十万八千八百円」を「百九十三万三千五百円」に改める。

第二十七條第一項中「百九十万八千八百円」を「百九十三万三千五百円」に、「百五十一万四千八百円」を「百五十三万四千五百円」に改め、同条第三項の表中「四七四、二一〇円」を「四八二、三二〇円」に、「三七七、三二〇円」を「三八四、二二〇円」に、「二六一、〇一〇円」を「二六六、五一〇円」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）
第二条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。
10 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第

五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。
第五条第一項中「九十万円」の下に、「同条第十項の特別給付金にあつては百万円」を加える。
附則第二項中「第九項」を「第十項」に改める。
附則
この法律は、平成十年四月一日から施行する。

投票者氏名

日程第一 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第百四十回国会衆議院提出)
日程第二 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆議院提出)
「両案を委員長報告の通り修正議決すること」
賛成者氏名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
芦尾 長司君 井上 吉夫君
井上 孝君 井上 裕君
石井 道子君 石川 弘君
石渡 清元君 板垣 正君
岩井 國臣君 岩崎 純三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 浦田 勝君
海老原義彦君 遠藤 要君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大河原太一郎君 大木 浩君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 岡部 三郎君
加藤 紀文君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君

龜谷 博昭君 木宮 和彦君
北岡 秀二君 久世 公義君
香掛 哲男君 倉田 寛之君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木 満君 佐藤 静雄君
斎藤 文夫君 清水嘉与子君
清水 達雄君 塩崎 恭久君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
鈴木 政二君 鈴木 貞敏君
鈴木 正孝君 関根 則之君
田浦 直君 田沢 智治君
高木 正明君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
坪井 一字君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 眞君
永田 良雄君 長尾 立子君
長峯 基君 榑崎 泰昌君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野村 五男君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
馳 浩君 畑 恵君
林 芳正君 二木 秀夫君
保坂 三蔵君 眞鍋 賢二君
前田 勲男君 松浦 功君
松村 龍二君 三浦 一水君
清手 顕正君 宮崎 秀樹君
村上 正邦君 守住 有信君
矢野 哲朗君 山崎 正昭君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
足立 良平君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 石田 美栄君
今泉 昭君 江本 孟紀君
小川 勝也君 勝木 健司君
川橋 幸子君 北澤 俊美君
久保 亘君 釘宮 馨君
小林 元君 小山 峰男君
齋藤 勁君 角田 義一君

反対者氏名

寺澤 芳男君 直嶋 正行君
長谷川 清君 前川 忠夫君
水島 裕君 本岡 昭次君
吉田 之久君 和田 洋子君
薬科 満治君 赤桐 操君
及川 一夫君 梶原 敬義君
清水 澄子君 三重野榮子君
村沢 牧君 山本 正和君
田村 秀昭君 戸田 邦司君
奥村 展三君 星野 明市君
岩瀬 良三君 水野 誠一君
山崎 力君 菅川 健二君
松尾 官平君

六四名

小島 慶三君 笹野 貞子君
竹村 泰子君 千葉 豊子君
広中和歌子君 荒木 清寛君
猪熊 重二君 魚住裕一郎君
牛嶋 正君 海野 義孝君
及川 順郎君 大久保直彦君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 潤君 木庭健太郎君
白浜 一良君 高野 博師君
武田 節子君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜四津敏子君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきと君
山下 栄一君 山本 保君
渡辺 孝男君 大脇 雅子君
志苦 裕君 瀬谷 英行君
照屋 寛徳君 田 英夫君
阿部 幸代君 有働 正治君
上田耕一郎君 緒方 靖夫君
笠井 亮君 聴濤 弘君
須藤美也子君 立木 洋君
西山登紀子君 橋本 敦君

日程第三 スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆議院提出)
賛成者氏名

筆坂 秀世君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君
阿曾田 清君 泉 信也君
扇 千景君 高橋 令則君
永野 茂門君 平井 卓志君
佐藤 道夫君 西川きよし君
山田 俊昭君 栗原 君子君
矢田部 理君 山口 哲夫君
石井 一二君 椎名 素夫君

阿部 正俊君 青木 幹雄君
芦尾 長司君 井上 吉夫君
井上 孝君 井上 裕君
石井 道子君 石川 弘君
石渡 清元君 板垣 正君
岩井 國臣君 岩崎 純三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 浦田 勝君
海老原義彦君 遠藤 要君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大河原太一郎君 大木 浩君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 岡部 三郎君
加藤 紀文君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
齋藤 文夫君 清水嘉与子君
清水 達雄君 塩崎 恭久君

陣内 孝雄君	須藤 良太郎君
鈴木 政二君	鈴木 貞敏君
鈴木 正孝君	関根 則之君
田浦 直君	田沢 智治君
高木 正明君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
坪井 一字君	中島 眞人君
中曾根 弘文君	中原 眞君
永田 良雄君	長尾 立子君
長峯 基君	楠崎 泰昌君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野村 五男君	南野 知恵子君
長谷川 道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
林 芳正君	二木 秀夫君
保坂 三蔵君	眞鍋 賢二君
前田 勲男君	松浦 功君
松村 龍二君	三浦 一水君
清手 顯正君	宮崎 秀樹君
村上 正邦君	守住 有信君
矢野 哲朗君	山崎 正昭君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村 剛太郎君
足立 良平君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今泉 昭君	江本 孟紀君
小川 勝也君	勝木 健司君
川橋 幸子君	北澤 俊美君
久保 巨君	釘宮 磐君
小林 元君	小山 峰男君
齋藤 勲君	竹村 泰子君
千葉 景子君	角田 義一君
寺澤 芳男君	直嶋 正行君
長谷川 清君	前川 忠夫君
水島 裕君	本岡 昭次君
吉田 之久君	和田 洋子君
薬科 満治君	及川 一夫君
梶原 敬義君	清水 澄子君

三重野 栄子君	村沢 牧君
山本 正和君	渡辺 四郎君
田村 秀昭君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	星野 明市君
奥村 展三君	水野 誠一君
岩瀬 良三君	菅川 健二君
山崎 力君	松尾 官平君

反対者氏名

小島 慶三君	笹野 貞子君
広中和歌子君	荒木 清寛君
猪熊 重二君	魚住 裕一郎君
牛嶋 正君	海野 義孝君
及川 順郎君	大久保 直彦君
大森 礼子君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭 健太郎君
白浜 一良君	高野 博師君
武田 節子君	但馬 久美君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
浜四津 敏子君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	大脇 雅子君
瀬谷 英行君	照屋 寛徳君
田 英夫君	淵上 貞雄君
阿部 幸代君	有働 正治君
上田 耕一郎君	緒方 靖夫君
笠井 亮君	藤澤 弘君
須藤 美也子君	立木 洋君
西山 登紀子君	橋本 敦君
筆坂 秀世君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
阿曾田 清君	泉 信也君
扇 千景君	高橋 令則君
永野 茂門君	平井 卓志君
佐藤 道夫君	西川 きよし君
山田 俊昭君	栗原 君子君
矢田部 理君	山口 哲夫君

六一名

笹野 貞子君	荒木 清寛君
魚住 裕一郎君	海野 義孝君
大久保 直彦君	加藤 修一君
木庭 健太郎君	高野 博師君
但馬 久美君	鶴岡 洋君
福本 潤一君	松 あきら君
山本 保君	大脇 雅子君
照屋 寛徳君	淵上 貞雄君
有働 正治君	緒方 靖夫君
藤澤 弘君	立木 洋君
橋本 敦君	山下 芳生君
吉川 春子君	泉 信也君
高橋 令則君	平井 卓志君
西川 きよし君	栗原 君子君
山口 哲夫君	

日程第四 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

石井 一二君	椎名 素夫君
武田 邦太郎君	
阿部 正俊君	青木 幹雄君
芦尾 長司君	井上 吉夫君
井上 孝君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	板垣 正君
岩井 國臣君	岩崎 純三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	浦田 勝君
海老原 義彦君	遠藤 要君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大河原 太一郎君	大木 浩君
大島 慶久君	大野 つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	岡部 三郎君
加藤 紀文君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山 俊太郎君
片山 虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
龜谷 博昭君	木宮 和彦君
北岡 秀二君	久世 公麿君
斎掛 哲男君	倉田 寛之君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木 満君	佐藤 静雄君
斎藤 文夫君	清水 嘉子君
清水 達雄君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤 良太郎君
鈴木 政二君	鈴木 貞敏君
鈴木 正孝君	関根 則之君
田浦 直君	田沢 智治君
高木 正明君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
坪井 一字君	中島 眞人君

中曾根 弘文君	中原 眞君
永田 良雄君	長尾 立子君
長峯 基君	楠崎 泰昌君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野村 五男君	南野 知恵子君
長谷川 道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
林 芳正君	二木 秀夫君
保坂 三蔵君	眞鍋 賢二君
前田 勲男君	松浦 功君
松村 龍二君	三浦 一水君
清手 顯正君	宮崎 秀樹君
村上 正邦君	守住 有信君
矢野 哲朗君	山崎 正昭君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村 剛太郎君
足立 良平君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今泉 昭君	江本 孟紀君
小川 勝也君	岡崎 トミ子君
勝木 健司君	川橋 幸子君
北澤 俊美君	久保 巨君
釘宮 磐君	小山 峰男君
齋藤 勲君	竹村 泰子君
角田 義一君	千葉 景子君
寺澤 芳男君	寺崎 昭久君
中尾 則幸君	直嶋 正行君
広中和歌子君	長谷川 清君
水島 裕君	前川 忠夫君
吉田 之久君	本岡 昭次君
薬科 満治君	和田 洋子君
猪熊 重二君	荒木 清寛君
牛嶋 正君	魚住 裕一郎君
及川 順郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	大久保 直彦君
風間 昶君	加藤 修一君
	木庭 健太郎君

平成十年三月二十日 参議院會議録第十三号 投票者氏名

反対者氏名

○名

白浜 一良君	高野 博師君	武田 節子君	統 訓弘君	浜四津敏子君	益田 洋介君	山下 栄一君	渡辺 孝男君	及川 一夫君	梶原 敬義君	志苦 裕君	瀬谷 英行君	照屋 寛徳君	測上 貞雄君	村沢 牧君	渡辺 四郎君	有働 正治君	緒方 靖夫君	藤澤 弘君	立木 洋君	橋本 敦君	山下 芳生君	吉川 春子君	泉 信也君	田村 秀昭君	戸田 邦司君	平井 卓志君	星野 明市君	西川 清一君	奥村 展三君	栗原 君子君	山口 哲夫君	菅川 健二君	石井 一二君	武田邦太郎君
但馬 久美君	鶴岡 洋君	福本 潤一君	松 あきら君	山本 保君	赤桐 操君	大脇 雅子君	日下部禮代子君	清水 澄子君	谷本 嶺君	田 英夫君	三重野 栄子君	山本 正和君	阿部 幸代君	上田 耕一郎君	笠井 亮君	須藤 美也子君	西山 登紀子君	筆坂 秀世君	吉岡 吉典君	阿曾 田 清君	扇 千景君	高橋 令則君	永野 茂門君	平野 貞夫君	佐藤 道夫君	山田 俊昭君	水野 誠一君	矢田部 理君	岩瀬 良三君	山崎 力君	椎名 素夫君	松尾 官平君		

日程第五 風給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二〇九名

阿部 正俊君	青木 幹雄君	井上 吉夫君	井上 裕君	石川 弘君	板垣 正君	岩崎 純三君	上杉 光弘君	浦田 勝君	遠藤 要君	尾辻 秀久君	大木 浩君	大野 つや子君	岡 利定君	岡部 三郎君	狩野 安君	景山 俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	木宮 和彦君	久世 公晃君	倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	佐藤 静雄君	清水 嘉子君	塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君	鈴木 正孝君	田浦 直君	高木 正明君	武見 敬三君	坪井 一字君	中曾根弘文君	永田 良雄君
菅尾 長司君	井上 孝君	石井 道子君	石渡 清元君	岩井 國臣君	岩永 浩美君	上野 公成君	海老原義彦君	小野 清子君	大河原太一郎君	大島 慶久君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加藤 紀文君	藤原 安正君	片山 虎之助君	釜本 邦茂君	龜谷 博昭君	北岡 秀二君	香掛 哲男君	小山 孝雄君	佐々木 満君	斎藤 文夫君	清水 達雄君	下稻葉耕吉君	須藤 良太郎君	鈴木 貞敏君	関根 則之君	田沢 智治君	竹山 裕君	谷川 秀善君	中島 真人君	中原 爽君		

長尾 立子君	成瀬 守重君	野村 五男君	長谷川道郎君	林 浩君	保坂 三蔵君	前田 勲男君	松村 龍二君	三浦 一水君	宮崎 秀樹君	守住 有信君	山崎 正昭君	依田 智治君	吉村 剛太郎君	朝日 俊弘君	石田 美栄君	江本 孟紀君	岡崎 トミ子君	川橋 幸子君	久保 亘君	小島 慶三君	小山 峰男君	笹野 貞子君	千葉 景子君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	長谷川 清君	前川 忠夫君	本岡 昭次君	和田 洋子君	荒木 清寛君	魚住 裕一郎君	海野 義孝君	大久保直彦君	加藤 修一君	木庭健太郎君
長峯 基君	成瀬 守重君	野村 五男君	長谷川道郎君	林 浩君	保坂 三蔵君	前田 勲男君	松村 龍二君	三浦 一水君	宮崎 秀樹君	守住 有信君	山崎 正昭君	依田 智治君	吉村 剛太郎君	朝日 俊弘君	石田 美栄君	江本 孟紀君	岡崎 トミ子君	川橋 幸子君	久保 亘君	小島 慶三君	小山 峰男君	笹野 貞子君	千葉 景子君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	長谷川 清君	前川 忠夫君	本岡 昭次君	和田 洋子君	荒木 清寛君	魚住 裕一郎君	海野 義孝君	大久保直彦君	加藤 修一君	木庭健太郎君

反対者氏名

○名

高野 博師君	武田 節子君	統 訓弘君	浜四津敏子君	益田 洋介君	山下 栄一君	渡辺 孝男君	及川 一夫君	梶原 敬義君	志苦 裕君	瀬谷 英行君	照屋 寛徳君	測上 貞雄君	村沢 牧君	渡辺 四郎君	有働 正治君	緒方 靖夫君	藤澤 弘君	立木 洋君	橋本 敦君	山下 芳生君	吉川 春子君	泉 信也君	田村 秀昭君	戸田 邦司君	平井 卓志君	星野 明市君	西川 清一君	奥村 展三君	栗原 君子君	山口 哲夫君	菅川 健二君	石井 一二君	武田邦太郎君
但馬 久美君	鶴岡 洋君	福本 潤一君	松 あきら君	山本 保君	赤桐 操君	大脇 雅子君	日下部禮代子君	清水 澄子君	谷本 嶺君	田 英夫君	三重野 栄子君	山本 正和君	阿部 幸代君	上田 耕一郎君	笠井 亮君	須藤 美也子君	西山 登紀子君	筆坂 秀世君	吉岡 吉典君	阿曾 田 清君	扇 千景君	高橋 令則君	永野 茂門君	平野 貞夫君	佐藤 道夫君	山田 俊昭君	水野 誠一君	矢田部 理君	岩瀬 良三君	山崎 力君	椎名 素夫君	松尾 官平君	

平成十年三月二十日 参議院會議録第十三号 投票者氏名 質問主意書及び答弁書

日程第六 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二〇九名

阿部 正俊君 青木 幹雄君 井上 孝君 井上 裕君 井上 道子君 石川 弘君 石井 清元君 板垣 正君 岩井 國臣君 岩崎 純三君 岩永 浩美君 上杉 光弘君 上野 公成君 浦田 勝君 海老原義彦君 遠藤 要君 小野 清子君 尾辻 秀久君 大河原太一郎君 大木 浩君 大島 慶久君 大野つや子君 太田 豊秋君 岡 利定君 岡野 裕君 岡部 三郎君 加藤 紀文君 狩野 安君 鹿熊 安正君 景山俊太郎君 片山虎之助君 金田 勝年君 釜本 邦茂君 鎌田 要人君 龜谷 博昭君 木宮 和彦君 北岡 秀二君 久世 公義君 香掛 哲男君 倉田 寛之君 小山 孝雄君 鴻池 祥麟君 佐々木 満君 佐藤 静雄君 斎藤 文夫君 清水嘉子君 清水 達雄君 塩崎 恭久君 下稻葉耕吉君 陣内 孝雄君 須藤良太郎君 鈴木 政二君 鈴木 貞敬君 鈴木 正孝君 関根 則之君 田浦 直君 田沢 智治君 高木 正明君 竹山 裕君 武見 敬三君 谷川 秀善君 坪井 一字君 中島 眞人君 中曾根弘文君 中原 爽君 永田 良雄君 長尾 立子君 長峯 基君

横崎 泰昌君 西田 吉宏君 南野知恵子君 橋本 聖子君 二木 恵君 二木 秀夫君 真鍋 賢二君 松浦 功君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 守住 有信君 山崎 正昭君 依田 智治君 吉村剛太郎君 朝日 俊弘君 石田 美栄君 江本 孟紀君 岡崎トミ子君 川橋 幸子君 久保 亘君 小島 慶三君 小山 峰男君 笹野 貞子君 千葉 豊子君 寺崎 昭久君 直嶋 正行君 長谷川 清君 前川 忠夫君 本岡 昭次君 和田 洋子君 荒木 清寛君 荒住 裕一郎君 海野 義孝君 大久保直彦君 加藤 修一君 木庭健太郎君 高野 博師君 但馬 久美君 鶴岡 洋君 成瀬 守重君 野村 五男君 長谷川道郎君 馳 浩君 林 芳正君 保坂 三蔵君 前田 勲男君 松村 勲二君 村手 顯正君 村上 正邦君 矢野 哲朗君 山本 一太君 吉川 芳男君 足立 良平君 伊藤 基隆君 今泉 昭君 小川 勝也君 勝木 健司君 北澤 俊美君 釘宮 警君 小林 元君 齋藤 勲君 竹村 泰子君 角田 義一君 寺澤 芳男君 中尾 則幸君 広中和敬子君 水島 裕君 吉田 之久君 藤科 満治君 猪熊 重二君 牛嶋 正君 大森 礼子君 風間 昶君 白浜 一良君 武田 節子君 統 訓弘君 浜四津敏子君 福本 潤一君 松 あきら君 山本 保君 赤桐 操君 大脇 雅子君 日下部徳代子君 清水 澄子君 谷本 巖君 田 英夫君 三重野栄子君 山本 正和君 阿部 幸代君 上田耕一郎君 笠井 亮君 須藤美也子君 西山登紀子君 筆坂 秀世君 吉岡 吉典君 阿曾田 清君 扇 千景君 高橋 令則君 永野 茂門君 平野 貞夫君 佐藤 道夫君 山田 俊昭君 水野 誠一君 矢田部 理君 岩瀬 良三君 山崎 力君 椎名 素夫君 松尾 官平君 益田 洋介君 山下 栄一君 渡辺 孝男君 及川 一夫君 梶原 敬義君 志吉 裕君 瀬谷 英行君 照屋 寛徳君 瀬上 貞雄君 村沢 牧君 渡辺 四郎君 有働 正治君 緒方 靖夫君 藤澤 弘君 立木 洋君 橋本 敦君 山下 芳生君 吉川 春子君 泉 信也君 田村 邦司君 戸田 卓志君 星野 明市君 西川きよし君 奥村 展三君 栗原 君子君 山口 哲夫君 菅川 健二君 石井 一二君 武田邦太郎君

反対者氏名

〇名

無年金障害者の所得保障の確立等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十年三月九日

参議院議長 斎藤 十朗殿

荒木 清寛

無年金障害者の所得保障の確立等に関する質問主意書
重度の障害者にとって、障害年金は所得保障として不可欠のものである。しかし、制度上の条件、行政窓口の不徹底のため、全国に多数の無年金障害者が未だに存在している。

① サラリーマンの妻は、昭和六十一年四月以前は国民年金に任意加入とされていたことから、加入していなかった期間中に障害者となった場合
② 学生は、平成三年四月以前は国民年金に任意加入とされていたことから、加入していなかった期間中に障害者となった場合
③ 海外在住の日本人は、昭和六十一年四月以前は適用除外とされていたことから、それ以前に海外で障害者となった場合
④ 日本在住の外国人は、昭和五十七年一月以前は国籍要件が設けられていたことから適用除外とされていた。このため、昭和五十七年以前に障害の初診日がある場合
⑤ 保険料を一定期間以上滞納していたことにより支給要件を満たさない場合

等があり、年金は支給されない。
このうち、①から④は明らかに制度上の不備であり、特に③及び④については、加入したくても加入できないまま、制度の谷間に取り残されたケースである。
この無年金障害者の救済問題は、昭和四十年代から提起されているが、厚生省は社会保険方式の根幹を揺るがすので障害年金は支給できないと繰り返すのみで、何ら救済策を示していない。
皆年金制を採るわが国において、無年金障害者に対する所得保障の体制が確立されていないこと

は座視できない問題である。よって、以下質問する。

一 無年金障害者の実態について

1 救済措置を講ずるためには実態の把握が不可欠であるが、把握しているか。現在、無年金障害者はどの程度いるのか。前記のケース別に沿って明らかにされたい。

2 把握していない場合には、早急に調査を行うべきではないか。行わないとすれば、なぜ調査を行わないかの理由を示されたい。

二 地方公共団体の救済措置の実施状況について

1 地方公共団体が独自に救済措置を講じているところが数多くあるようであるが、その実施状況を把握しているか。把握していれば、その地方公共団体数、救済内容・給付人数を明らかにされたい。

2 この地方公共団体の独自の救済措置について、政府はどのように評価しているか。

三 所得保障策の検討状況について

1 すでに指摘したとおり、この問題については昭和四十年代から提起されている。政府は昭和四十年代以降、どのような検討を行ってきたか。これまでの検討経過を明らかにされたい。

2 平成六年に「国民年金法等の一部を改正する法律案」が審議された際に、衆参両院の厚生委員会において、それぞれ、「無年金障害者の所得保障については、福祉的措置による対応を含め速やかに検討すること」との附帯決議が付されている。また、平成七年十二月に障害者対策推進本部が策定した「障害者プラン（ノーマライゼーション七か年戦略）」においても、「障害無年金の問題について、年金制度の在り方全体をにらみながら、年金制度の中で対応するか福祉的措置で対応するかを含めて、幅広い観点から検討する」と所得保障を検討課題として挙げられている。附帯決議

及び障害者プランに基づき、これまで具体的にどのような検討を行ってきたのか。また、今後どのような機関で、どのような検討を進める考えか。

3 また、平成九年十二月に厚生省が年金審議会に提出した「次期年金制度改正についての論点整理」においても、この問題は検討項目として挙げられている。さらに、同年同月の身体障害者福祉審議会・中央児童福祉審議会・障害福祉部会・公衆衛生審議会精神保健福祉部会の合同企画分科会による「今後の障害者福祉政策の在り方について（中間報告）」においても「障害年金の問題については、幅広い観点から検討すべきである」としている。年金審議会及び三審議会合同企画分科会において、この問題について今後どのようなスケジュールで、どのような検討を行う考えか。また、同審議会・分科会間の連絡調整をどのように進める考えか。

4 無年金障害者の所得保障措置についての検討をいつまでに終了させる予定か。

無年金障害者の救済策について

1 障害基礎年金は国民年金に加入していない二十歳未満で障害者となった場合にも支給されている。これは、国民年金が社会保険であると同時に福祉的側面を持っていることの証左ではないか。これを更に拡大・発展させ、無年金障害者、なかんずく制度の谷間に置かれた前記の③及び④の者にも障害基礎年金を支給すべきではないか。

2 無年金障害者に対する救済措置が大きな問題となっている今日、無年金障害者に対する何らかの福祉的措置を可及的速やかに行うべきではないか。特に昭和六十一年四月以前に支給されていた福祉手当と同様・同等の手当を創設すべきではないか。

右質問する。

平成十年三月十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員荒木清寛君提出無年金障害者の所得保障の確立等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒木清寛君提出無年金障害者の所得保障の確立等に関する質問に対する答弁書

一 について

障害者であつて、障害基礎年金等の障害を支給事由とする公的年金（以下「障害年金」という。）の支給要件である障害の程度にあるにもかかわらず、障害年金の受給権を有しないもの（以下「無年金障害者」という。）の実態については、障害年金を受給していない障害者のそれぞれの障害の程度が公的年金制度で定める障害年金の支給要件である障害の程度にあるか否かを把握することが困難であること等から、その人数及び個々の無年金障害者が御指摘の五つの類型のどの理由によるかを把握することは困難である。

なお、厚生省においては、無年金障害者の人数について、一定の前提の下に、十万人強程度と推計している。

二 について

御指摘の地方公共団体の独自の救済措置に関しては、無年金障害者等を対象として手当金等の支給を行っている地方公共団体があると承知しているが、その地方公共団体数、支給内容及び給付人数は把握していない。また、これらの措置は、当該地方公共団体の独自の判断で実施されているものと考えている。

三 について

国民年金制度においては、厚生年金保険等の被用者年金の被保険者等の被扶養配偶者（以下「被扶養配偶者」という。）及び学生は、当初、国民年金に任意加入することとされていたため、これらの者が障害の原因となった傷病の初診日において国民年金に加入していなかった場合は、障害年金が支給されなかったところである。この点については、従来の制度改正においても検討を加え、逐次改善が図られてきたところであり、被扶養配偶者については昭和六十一年度から、学生については平成三年度から、国民年金に強制的に加入することとされたことにより、保険料を滞納した場合を除き、障害の状態となった場合には障害基礎年金が支給されることとなったところである。また、平成六年においては、保険料を納付したにもかかわらず、被用者年金と国民年金の障害年金の支給要件の違い等のためにいずれの制度からも障害年金が支給されなかった者について、新たに障害基礎年金を支給するよう改正が行われたところである。

三の2、3及び4について

国民年金制度等の次期財政再計算は平成十一年に予定されており、年金審議会においては、昨年五月から年金制度全般にわたる抜本的な見直しに向けた検討を行っている。無年金障害者の問題については、御指摘の附帯決議及び障害者プランを踏まえ、現在、年金審議会並びに身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会障害福祉部会及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会の合同企画分科会（以下「合同企画分科会」という。）において審議を行っているところである。年金審議会では本年九月ごろに意見書の取りまとめを予定しており、合同企画分科会では本年秋ごろまでに検討結果を取りまとめることを予定しているが、それまでの間に両者の検討の連携を図ってまいりたい。

四 について

無年金障害者の問題については、年金制度の在り方全体をにらみながら、年金制度の中で対応するか福祉的措置で対応するかを含め、幅広い

平成十年三月二十日 参議院會議録第十三号 質問主意書及び答弁書

い観点からの検討が必要であるが、現在、次のような問題があると認識している。

1 年金制度において対応することについては、

(一) 年金制度は、制度に加入し、かつ、保険料の納付について一定の要件を満たしている者に対して障害等の保険事故が発生した場合に給付を行ういわゆる社会保険方式を採っており、保険料を納付しなかったために無年金障害者となった者に対し、保険料を納付した者と同様に給付を行うこととした場合には、保険料を納付した者との間の公平を阻害するとともに、加入者の保険料納付意欲を損ない、年金制度の存立基盤を危うくするおそれがあること

(二) 保険料を納付しなかったために公的年金の受給権を有しない者は、高齢者や遺族についても存在することから、これらの者との均衡を考慮した解決策を実施する必要があること

2 御指摘の福祉手当と同様・同等の手当の創設を含め福祉的措置において対応することについては、

(一) すべての無年金障害者を救済するため新たな手当を創設する場合には、年金制度において保険料を納付する意欲を阻害することとなること

(二) 巨額の財源確保が必要となること

なお、障害の原因となった傷病の初診日が二十歳前である者については、初診日において、国民年金に加入すべき年齢に達していないことから保険料を納付していないがその者が二十歳になれば国民年金に当然加入することが予定されている者であることから、二十歳になった時点で保険事故が発生したものとみなして障害基礎年金を支給することとしているものである。

四の1において御指摘の者については、傷病の

初診日において、将来当然に国民年金に加入することが予定されている者であるとはいえないことから、事情が異なると考えている。

(参照)

三月十七日議長において、左のとおり議席を変更した。

一六	田浦 直君
二四	鈴木 正孝君
二五	小山 孝雄君
五九	上吉原 一天君
六〇	岩永 浩美君
六一	田村 公平君
六三	武見 敬三君
六四	常田 享詳君
六五	中原 爽君
六六	長峯 基君
六七	橋本 聖子君
六八	国井 正幸君
六九	北岡 秀二君
七〇	釜本 邦茂君
七一	景山俊太郎君
七二	海老原義彦君
七三	岩井 國臣君
七四	吉村剛太郎君
七五	松谷蒼一郎君
七六	依田 智治君
七八	山本 一太君
八〇	三浦 一水君
八〇	松村 龍二君
一一一	平田 耕一君
一一二	長谷川道郎君
一一三	佐藤 泰三君
一一〇	榎崎 泰昌君
一一一	畑 恵君
一五九	馳 浩君
一六五	

一七一 南野知恵子君
一七二 服部三男雄君
一七九 清水 達雄君
一八〇 野間 起君

発行所 東京一〇五八四四五
二番四号 虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局

電話 〇三
(3587) 4294

定価 本号一部
(配本) 一〇五円
送料 別